

議案第 2 2 号

斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：住民課】

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 1 5 3 号）の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備による交付を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）多機能端末機による印鑑登録証明書の交付方法の改正（第 1 5 条の改正規定）

- ① 多機能端末機で印鑑登録証明書を取得する際に利用する媒体に、移動端末設備を追加します。
- ② 多機能端末機で印鑑登録証明書を取得する際に移動端末設備を利用する場合、機種によっては生体認証を利用するため、「暗証番号」に係る箇所を削除し、「必要な事項」のみに改めます。

2. 施行期日

公布の日から施行します。